『美瑛町再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例(案)の制定』に対する町民コメント実施結果ついて

再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の制定について、町民の皆様から頂きましたご意見と町の考え方を、次のとおりお知らせします。 多くのご意見をお寄せいただき、ありがとうございました。

１　町民コメントの実施結果

案件名	美瑛町再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（案）
実施期間	令和７年１０月１日（水）～１０月３１日（金）
案の公表方法	１ 指定する場所での閲覧又は配布 （役場町民コーナー、町民センター、図書館、ビ・エール） ２ 町ホームページへの掲載
御意見等の提出方法	郵送、ＦＡＸ、電子メール、町公式ＬＩＮＥ回答フォーム、ご意見箱への投函
結果の公表方法	町ホームページへの掲載
御意見等の 提出者数・件数	提出者数：４人 件数：４件 【提出方法内訳】 窓口：１人、電子メール：１人、ＬＩＮＥ回答フォーム：１人、ご意見箱への投函：１人

※ 御意見については、原文のまま掲載しています。

２　御意見の概要と御意見に対する考え方

年代	６０歳代
ご意見	太陽光発電設備の導入には、個人住宅や事業所などへの設置には賛成ですが、美瑛町の景観区域、とくに「美瑛の丘」と言われる区域への設置には強く反対します。 その理由は、数多くのソーラーパネルが設置されれば、美瑛の先人が想像を絶する労苦のなかから作り上げた美瑛町の景観を台無しにすることになり、美瑛町の輝かしい歴史を破壊することになるからです。 また、美瑛町は「日本で最も美しい村」連合の一員にもなっており、美瑛町のかけがえのない景観は未来永劫にわたって、子孫に残していかなければならないからです。
町の考え方	国は２０５０年カーボンニュートラルを掲げ、再生可能エネルギーの主力電力化を推進しており、全国各地に太陽光発電設備等が設置されています。 しかし、法令違反や地域への説明不足など様々な理由で、問題が顕在化している状況もあります。 本町においては、美瑛の美しい景観を守り育てる条例（以下「景観条例」という。）で、太陽光発電設備の設置においては、高さ１０ｍ以上又は築造面積が１，０００㎡以上の場合、事業者に事業に関する標識の掲示や説明会の開催などを義務付けており、景観配慮に関する協議等を行うことで景観保全を図っています。 加えて、再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例を制定することで、発電出力１０ｋｗ以上の再エネ設備設置においても同様の義務付けをし、設置、管理等に関する適正化を図ります。 これを基本に、本町の美しい景観と、良好な生活環境を保全し、後世につなげたいと考えます。

年代	５０歳代
ご意見	まず第１条について、脱炭素社会・地球温暖化防止に向けてとの事ですが、地球温暖化が進行しているのは、人為的二酸化炭素の排出では無いと、多くの論文が指摘している所となっています。仮にゼロカーボン政策を継続し2050年までに日本のゼロカーボンの目標が達成され、国連・IPCC の計算通りの温度上昇が抑えられたとしても、その温度はわずか0.006℃程度しかありません。二酸化炭素の排出を抑えなくとも、大気中二酸化炭素濃度が既に400ppm を超えた現在では、二酸化炭素が増えても温暖化はほぼ起こらない事も計算上でも実験データでも証明されています。そういった科学的根拠があるにも拘らず、美瑛町では多額の税金を投入して、再生可能エネルギー発電設備の設置をする意味があるのでしょうか？発電事業者を美瑛に呼び込み、税収を増やす事が目的になっている気がしてなりません。地球温暖化が人為的二酸化炭素の排出ではないとする参考資料（過去1200年間における太陽活動および宇宙線変動と気候変動との関わり等5文献）を別紙添付します。 次に第２条及び第４条、目的を果たす為に、なぜに町民が協力しなければならないのでしょうか？良い物の導入であるならともかく、上記の理由に記したように、ゼロカーボン政策は温暖化対策ではなく、一部の受益者だけが得をする政策に他なりません。国民の自由意思によって、協力するしないを分けるべきです。 第 8 条に関しては、自然環境等の中に野生生物が含まれるか明記されておりません。生物多様性の観点からの視点が欠けている印象があり、更には禁止区域として町長の独断で指定する事が出来るとも読み取れます。
町の考え方	美瑛町は、国や北海道の方針に基づき、脱炭素化に取り組んでいますが、再生可能エネルギー発電事業は、まちの豊かな自然や生活環境等と調和しながら進めなければならないと考えています。 このことから、条例では、発電事業者に事前協議・情報公開・住民説明・意見反映のほか、管理等の義務を規定しました。 この考えから、第４条（町民の責務）では、発電事業における情報提供・意見表明・合意形成過程への参画等を、任意かつ自発的な関与として住民に求めるものです。

	第８条（禁止区域）に関しては、事業内容（場所、規模など）により所管庁等が事業者に生物調査を求めることから、本条例では規定していません。 また、町長の独断で禁止区域を指定できるとも読み取れるとのご指摘ですが、あくまで自然環境等の保全において、禁止区域とする必要がある区域の指定です。

年代	５０歳代
ご意見	ネットで太陽光発電について検索していると、メガソーラーのおぞましい光景が次々と出てきます。美瑛があんな風になっては絶対ダメです。 様々な法律を守らなければならないのはもちろんですし、条例案には「町長が必要と認める区域」を禁止区域にできるとありますが、「丘のまち」「美しい村」「ジオパーク」の美瑛が作る条例なのだから、山林を切り開いてのメガソーラー等や、丘を覆うような営農型太陽光発電等は認めないことをはっきり明記すべきだと思います。 本来、地域環境のために活用されるべき再生可能エネルギー（以下、再エネ。）が自然を破壊するという事がないように充分気をつけて再エネを進めて欲しいです。 太陽光発電で言えば、山林や丘、田畑に建ててしまえば、もし災害が起きてしまった時、パネルに含まれた鉛やカドミウムやヒ素など有害物質が流出する恐れがあったり、火災が起きてしまった時には、有毒ガスが発生したり、感電のリスクがあり消火も大変です。大切な自然環境、水源、動植物や生態系にも悪影響を与えたり、食を育む大地を汚染しかねません。壊れた時、又、２０年から３０年後にパネルの寿命が来た時の撤去問題も懸念されます。 エネルギーが必要なのは人が活動している場所がほとんどなのだから、再エネもできるだけ人の生活圏で行われれば、送電のロスや設備に目が届きやすく管理しやすいという点でも望ましいと思います。

	エネルギーが必要なのは人が活動している場所がほとんどなのだから、再エネもできるだけ人の生活圏で行われれば、送電のロスや設備に目が届きやすく管理しやすいという点でも望ましいと思います。 牛や豚や人の排泄物や生ごみを回収してのバイオマス発電等は今まで処理に困っていた物やゴミとして捨ててしまっていた物を活用できる再エネです。 美瑛町にふさわしい再エネを町の責務としてしっかりと果たしてほしいです。
町の考え方	地域環境のために活用されるべき再生可能エネルギー（以下、再エネ。）が自然を破壊するという事がないようにとのことですが、ご意見のとおり再エネの設置は自然環境等を保全しながら進めなければならないと考え、本条例を制定するものです。 また、山林を切り開いてのメガソーラー等や、丘を覆うような営農型太陽光発電等は認めないことをはっきり明記すべきとのご意見については、包括的に禁止区域とすることは困難と考えられることから、本条例の適用を受ける発電事業に対しては個別に対応してまいります。 発電設備は設置に加えて、設置後の災害リスクや廃業等による設備の撤去など、管理についても大変重要であると認識しております。本条例では、維持管理に関する報告、地位の承継の届出、発電事業の廃止の届出（撤去及び処分の計画を含む）などを義務付けており、懸念される問題が生じないよう対応致します。 最後に、生活圏での再エネ発電については、ご意見のとおり、需要施設に直接電気を引き込む方法が最も効率が良く、望ましいと思います。そのため、本町でも令和６年度から町民の方を対象に太陽光発電設備（蓄電池設備等）や木質燃料ストーブ等の購入費助成を行なっており、引き続き継続する予定です。また、公共施設等の大型施設の設置については、発電量と電気使用量のバランスなど導入効果を検証してまいります。 その他、バイオマス発電や新たな再エネ発電技術などにも着目し、美瑛町に適した再エネの導入に向けて取り組みを進めてまいります。

年代	４０歳代
ご意見	美瑛町として、規模に関わらずソーラーパネル、風力発電を行うことは“大反対”です。 富良野市、上富良野町、東川町、旭川市と連携し、まずは美瑛町はその様な事業は一切行わないし、許さないと声明を出すことにより、町の印象はますます良くなるはずです。 時間がなかったので、まだまだ言いたいことはたくさんありますが、事業者を大切にするがあまり、大切な条例が抜け穴だらけになってなんの効力もないものにならない様にお願いします。 町の住民への意見の募集方法についても、公報で何が問題で呼びかけているのかがまったく伝わりません。問題点からの周知が必要だと思います。
町の考え方	この条例は、本町の自然や住民生活等に配慮しながら、ゼロカーボンを推進するために策定するものです。各市町村の再エネ導入に関する考え方は様々であり、「事業を一切行わない、許さない」との合同声明は困難と感じますが、互いに隣接地での発電情報や懸案事項などを共有、協議することは必要と考えますので、案件に応じて対応します。 条例の目的に沿って再エネ発電事業が適切に行なわれるよう進めてまいります。